

連結財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの ……再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

ただし、一部の連結対象団体においては、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しいため、償却原価法は採用していません。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等……………先入先出法による原価法

ただし、一部の連結対象団体においては、個別法又は最終仕入原価法に基づく原価法、最終仕入原価法又は移動平均法に基づく低価法によっています。

② 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10 年～50 年
工作物	3 年～75 年
物品	2 年～17 年

ただし、一部の連結対象団体においては、定率法によっています。

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法
（ソフトウェアについては、見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
未収金、貸付金及び長期延滞債権等のうち、一般債権については過去 5 年分の不納欠損率による計算額を、貸倒懸念債権等、特定の債権については、回収が不能となることが見込まれる額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ③ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ④ 賞与等引当金
翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3 か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、山梨県公金管理運用方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

2 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
電気事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
温泉事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
地域振興事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
流域下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
(大) 山梨県立大学	地方独立行政法人	全部連結	—
(地独) 山梨県立病院機構	地方独立行政法人	全部連結	—
山梨県土地開発公社	地方三公社	全部連結	—
山梨県道路公社	地方三公社	比例連結	50.00%
山梨県住宅供給公社	地方三公社	全部連結	—
(公財) 山梨総合研究所	第三セクター等	比例連結	37.45%
(公財) 長田ふるさと財団	第三セクター等	全部連結	—
(公財) やまなみ文化基金	第三セクター等	全部連結	—
(公財) やまなし文化学習協会	第三セクター等	全部連結	—
(公社) 山梨県私学教育振興会	第三セクター等	比例連結	48.96%
(福) 山梨県社会福祉事業団	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 山梨県臓器移植推進財団	第三セクター等	比例連結	28.07%
(公財) 山梨県生活衛生営業指導センター	第三セクター等	全部連結	—
(公財) やまなし環境財団	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 山梨県環境整備事業団	第三セクター等	全部連結	—
(株) 清里の森管理公社	第三セクター等	比例連結	45.00%
(公財) 山梨県緑化推進機構	第三セクター等	比例連結	27.64%
(公財) やまなし産業支援機構	第三セクター等	全部連結	—
山梨県信用保証協会	第三セクター等	比例連結	17.11%
(公財) 小佐野記念財団	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 山梨県国際交流協会	第三セクター等	全部連結	—
(一財) 山梨県地場産業センター	第三セクター等	比例連結	33.33%
(公財) 山梨県農業振興公社	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 山梨県馬事振興センター	第三セクター等	比例連結	40.00%
(株) 山梨食肉流通センター	第三セクター等	比例連結	35.71%
(公財) 山梨県畜産協会	第三セクター等	比例連結	40.59%
(公財) 山梨県子牛育成協会	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 山梨県農業用廃プラスチック処理センター	第三セクター等	比例連結	47.92%

(公財) 山梨県下水道公社	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 山梨県スポーツ協会	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 山梨県青少年協会	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 山梨県暴力追放運動推進センター	第三セクター等	全部連結	—
(株)やまなし hidroジェンカンパニー	第三セクター等	全部連結	—
(株)やまなしフレキシビリティカンパニー	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計、地方公営事業会計及び地方独立行政法人は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 地方三公社は、共同設立等の地方三公社を除き、すべて全部連結の対象としています。
- ③ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

また、全部連結の対象とならない第三セクター等については、表のとおり比例連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。